平成２４年（再イ）第３１３号

札幌市豊平区美園２条４丁目３番４号

再生債務者　小幡　邦彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３３０号

札幌市西区西野11条９丁目22番６号

再生債務者　久保田康寛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第３３号

岩手県岩手郡雫石町西根上篠崎51番地７

再生債務者　米澤ルリ子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第３６号

盛岡市月が丘３丁目11番８号

再生債務者　尾形　将敏

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（再イ）第１５号

福島市栄町２番10号　セレーノ福島305

再生債務者　佐藤　　誠

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日　　福島地方裁判所

平成２４年（再イ）第１０号

福井県三方上中郡若狭町鳥浜第47号12番地

再生債務者　寺田　圭輔

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

福井地方裁判所敦賀支部再生係

平成２４年（再イ）第６２号

静岡県焼津市大覚寺１丁目17番地の４

再生債務者　杉村　光子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第５６６号

大阪市平野区喜連４丁目６番27号　ファミール喜連Ⅱ101

再生債務者　髙松　美雪

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第８０号

大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目26番９号

再生債務者　西村　義臣

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年２月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年２月13日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第67号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成25年２月７日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成25年２月26日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　野間口　有

1、承認番号　第D131号

2、名称　新光電子株式会社

3、住所　東京都文京区湯島３－９－11

4、特定計量器の種類　非自動はかり

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）の複線化事業の環境影響評価方法書についての公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告します。

平成二十五年二月二十六日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部

九州新幹線建設局長　儀満　和紀

一　事業者の名称及び住所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

二　対象事業の名称、種類及び規模

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業

普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業

佐賀県杵島郡江北町から佐賀県武雄市間延長約十三キロメートル

三　対象事業が実施されるべき区域

起点　佐賀県杵島郡江北町

終点　佐賀県武雄市

主な経由地　大町町付近

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

佐賀県　江北町、大町町、武雄市

平成二十五年三月七日（木）十時より

佐賀県杵島郡大町町大字福母二四八一番地

大町町町公民館３Ｆ大集会室

平成二十五年三月十四日（木）十九時より

佐賀県杵島郡大町町大字大町五〇〇〇番地

大町町町総合福祉保健センター「美郷」

平成二十五年三月十八日（月）十九時より

佐賀県武雄市朝日町大字甘久二七三三番一号

武雄市朝日公民館講堂

平成二十五年三月十九日（火）十九時より

佐賀県武雄市北方町大字大崎二二七番地

武雄市北方公民館１Ｆ視聴覚室

お問い合わせ

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部　九州新幹線建設局　担当課

電話　〇九二－一六三－一九六一三

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）の複線化事業の環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成二十五年二月二十六日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部

九州新幹線建設局長　儀満　和紀

一　事業者の名称及び住所

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇番地一

二　対象事業の名称、種類及び規模

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業

普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業

佐賀県杵島郡江北町から佐賀県武雄市間延長約十三キロメートル

三　対象事業が実施されるべき区域

起点　佐賀県杵島郡江北町

終点　佐賀県武雄市

主な経由地　大町町付近

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

佐賀県　江北町、大町町、武雄市